

令和5年度第12回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和6年3月8日（金）
午後 14時04分～15時25分
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 12名

（会場参加）

赤嶺 博之	委員	池田 博	委員	上原 亀一	会長
大嶺 嘉昭	委員	山内 得信	委員	新立 弘子	委員
天方 徹	委員	城間 恒浩	委員		

（Web参加）

当真 聡	委員	八前 隆一	委員	大谷健太郎	委員
藤田 喜久	委員				

（事務局職員） 3名

井上 顕	（事務局長）	秋田 雄一	（主任書記）
米丸 浩平	（書記）		

○事務局（井上） 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、委員会を始めさせていただきます。

まず資料の確認です。本日の資料は、議事次第と議案書の合計2種類でございます。不足がありましたらお申しつけください。

それと、いつもの約束事です。携帯をお持ちの方は、マナーモードの設定をお願いします。ご発言の際には、挙手の上、議長の指名を受けた後をお願いします。途中退席される際には、挙手の上、議長の許可の下、退席されてください。

本日もウェブ併用の会議となっております。会場にお越しの方は専用のマイクがありますので、スイッチをオンにしてから発言をお願いします。また、ウェブ参加の方は、発言される際にマイクをオン、それ以外ではオフをお願いします。カメラは原則としてオンにしてください。

それから、会議の資料については、通信速度の関係もあり、画面共有しないよう進めてきましたが、議題に応じて、随時画面共有して進行し

ていきたいと思えます。

それでは、ただいまより令和5年度第12回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に、本日の出席状況を確認させていただきます。

本日の出席状況ですが、大城委員、伊良波委員、山川委員からは、事前に欠席のご連絡をいただいております。

会場には、上原会長、赤嶺委員、池田委員、大嶺委員、山内委員、新立委員、天方委員、城間委員の8名にお越しいただいております。

ウェブでは、大谷委員、八前委員、当真委員、藤田委員の4名にご参加いただいておりますので、委員定数の15名に対し12名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。ただし、ただいまウェブ参加で予定している八前委員については、接続の調子が悪い、更新中ということで、今画面のほうでは見えておりませんので、ご了承ください。

それでは、運営等規程第6条により、上原会長に以後の会議の進行をお願いします。

上原会長、よろしくお願いたします。

○上原議長 皆さん、こんにちは。

これより議案のほうの審議に入りたいと思えます。

本日の議案としましては、7題提案をされてございます。ご審議をお願いします。また、報告事項については1題追加をされまして、2題予定されておりますので、ご審議よろしくお願をいたします。

議事に先立ちまして、議事録署名人の指名をさせていただきたいと思えます。本日の議事録署名人には、大嶺委員と天方委員のお二方にお願をいたしますので、よろしくお願をいたします。

【第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について】

○上原議長 では、早速ですが議案の審議に入らせていただきます。

第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請についてを提案します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（秋田） よろしくお願いたします。

1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について、議案書の1ページからご覧ください。

浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する沖縄海区漁業調整委員会指示5第3号に基づき、流失に伴う再敷設承認申請が1基分提出されておりますので、ご審議願います。

今回申請があったのは、2ページ以降に資料に載せております八重山

漁協さんから、表層型の八西2番の1基でございます。

議案書の3ページに、敷設予定の海域図が載せられております。

続いて、4ページが構造図、5ページが今回敷設する予定の魚礁の礁体とアンカーの写真になっております。写真にも写っておりますように、礁体については所属の名称と礁体の番号、それから写真の右下にありますようにレーダー反射板、灯火等の装備も確認しております。

続いて、6ページが浮魚礁の敷設承認の全体のフロー図となっております。今回の八西2番については、流失前と同じ型なんですけども、敷設場所は以前の協議位置と2分以上離れるため、新規に協議書をそろえて申請してきております。今回事務局のほうでは、同じ第2ブロックの各漁協市町村からの協議書の提出について確認させていただきました。

続いて、7ページが今回敷設予定の協議位置と、それから礁体について確認した項目の一覧表になっております。規定に従いまして判定したところ、事務局案では判定よしとなっております。

それから、8ページに現在のところの本県海域における魚礁の承認基数等の一覧表になっております。

本件に関しては特段問題ありませんが、この再敷設承認についてご審議をお願いいたします。

以上です。

○上原議長 ただいま説明がありました。1号議案 浮魚礁の敷設承認申請の件について、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いをしたいと思います。

池田委員、どうぞ。

○池田委員 1点だけ参考のために教えていただきたいんですけど。

アンカーブロックが6トンもあるんですけど、こういった船舶を使用して設置されているんでしょうか。分かればお願いします。

○上原議長 私が答えますか。タグボートを頼んで、タグで持っていてもらっています。

○池田委員 タグで設置するという事は、これ6トンもあるんで、吊り上げるということではできませんよね、タグボートの場合。ウインチがついているわけじゃないから。何か後ろから滑らせて協議位置のほうに落とすというふうなやり方でやっているんでしょうか。

○事務局（秋田） 事務局のほうではごめんなさい、確認したことがないので、漁協のほうに伺って、次回の委員会で報告させていただきたいと思います。

○池田委員 できれば参考にしたいもんですから、6トンもあるブロ

ックをどんなして設置しているのかなと思ってですね。ぜひ分かりましたら教えていただければと思います。

○事務局（秋田） 承知しました。

○上原議長 了解です。すいません、私も設置のときはタグを頼んでいるということしか聞いていないので、どういう形で持っているか分かりませんでした、すいません。

ほかございますか。

（「なし」という声多数）

○上原議長 特にないようですので、お諮りをいたします。

第1号議案 浮魚礁の敷設承認申請について、提案のとおり承認をするということによろしいでしょうか。

（「はい」という声多数）

○上原議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第1号議案については提案のとおり承認することといたします。

【第2号議案 名護市の自主管理協議会加入資格の確認について】

○上原議長 次に、第2号議案 名護市の自主管理協議会加入資格の確認についてを提案します。

事務局より説明をしてください。

○事務局（秋田） よろしく申し上げます。

議案書の9ページをお願いします。

第2号議案 名護市の自主管理協議会加入資格の確認について、一部読み上げさせていただきます。

浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する沖縄海区漁業調整委員会指示5第3号の第1では、本県各海域における浮魚礁の敷設に関する相互調整を図るため、自主調整協議会が設置されています。また、同指示の第2では、協議会への加入について定めています。

この度、名護市から同協議会第1ブロックへの加入資格確認申請書の提出があり、事務局で審査したところ、加入資格を満たしていると考えられますので、名護市を協議会名簿への登録することについてご審議をお願いいたします。

四角で困ったところに委員会指示の抜粋がありまして、2の部分、次のページに行くんですが、市町村等自治体からの申請の際の例外について記載があります。

市町村等から申請があった場合は、（1）から（4）に関する法人格を

有する団体であることとか、構成員の氏名及び住所、組織の民主的な運営が確保されていることを明らかにする書類、ほかについて添付を要しないということで、これらが省略となっております。

名護市さんから提出があったのが、11ページの加入資格確認申請書となっております。ただし、これだけでは概要が分かりませんので、事務局のほうから加入の経緯について整理いただくようお願いをいたしました。そちらが12ページとなっております。協議会加入への説明ということで、13ページにある、名護漁協さんから名護市に対して加入への要請があったことを受けて、加入することになっております。

もう少し具体的に説明すると、名護市から漁協への間接補助として、名護市が実施しているキャンプ・シュワブ関連再編特別事業において、名護市水産施設機能強化事業、中層型浮魚礁実施設計業務委託というのを令和5年度に実施しているところであって、これが5年度に現地調査をやって、6年度敷設という一連の計画になっておりますので、敷設に際して協議会へ加入をお願いしているという流れになっております。

最後に14ページが、この確認申請を経て加入が認められた場合の令和6年度の自主調整協議会の一覧になっております。第1ブロックに名護市さんが加わることで、第1ブロックの加入団体は15団体、県全体で市町村が20団体となり、計57団体がブロック会に加入することになります。

本件に関しては以上です。ご審議をお願いいたします。

○上原議長 ただいま第2号議案 名護市の自主管理協議会加入資格の確認についての説明がありました。

本件について何かご意見、ご質問ありましたらお願いをいたします。

池田委員、お願いします。

○池田委員 今回の加入申請については、第1ブロック自主調整協議会において承認されて、こちらのほうに海区のほうで上がってきたというふうに思っておりますけれども、第1ブロックの中できちんと協議されて加入を認めるということであれば、別にこれは問題ないというふうに思っております。

名護市のほうが、やはり漁業生産活動を高めるための計画に沿った加入でありますから、これは大変すばらしいことであるというふうに思っております。

○上原議長 ありがとうございます。

ほかございませんか。

山内委員、どうぞ。

○山内委員 逆になぜこれまで加入していなかったかなと不思議に思

いますけれども。理由は何かあるんですか。

○事務局（秋田） 申し訳ありません、ちょっと過去の名護漁協さんがどのような事業を活用して今までパヤオを敷設していたかとか、なぜ名護市が直接協議会に入っていなかったということは、事務局のほうが不勉強で存じ上げておりませんので、確認しておきたいと思います。

○山内委員 分かりました、何か分かったら教えてください。

○上原議長 ほかがございますか。

（「なし」という声多数）

○上原議長 特にないようですので、お諮りをしたいと思います。

第2号議案 名護市の自主管理協議会加入資格の確認について、提案のとおり承認をするということによろしいでしょうか。

（「はい」という声多数）

○上原議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第2号議案については提案のとおり承認することといたします。

【第4号議案 浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する委員会指示の改正及び承認予定数の検討要領の制定について】

○上原議長 次に、第3号議案になるんですが、その前に、3号議案の基数の決定に伴う検討要領が4号議案のほうで提案をされていますので、4号議案を先に提案をさせていただいて、協議後に3号議案に入らせていただきたいと思います。事務局、それでいいですか。

○事務局（秋田） はい、ありがとうございます。

○上原議長 では、4号議案 浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する委員会指示の改正及び承認予定数の検討要領の制定についてを提案します。

事務局より説明をしてください。

○事務局（秋田） ありがとうございます。

すいません、今回委員会指示の改正に関する審議が2件続いておりまして、これに関連する私学課への依頼文も付けている関係で、このような並びとなってしまっていますが、今会長からご説明があったように、委員会指示の改正とそれに伴う要領の制定についてお諮りした後で、3号議案の承認基数の決定という流れで進ませてもらいたいと思います。議案書は27ページをご覧ください。

浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する委員会指示の改正及び承認予定数の検討要領の制定について。

浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する沖縄海区漁業調整委員会指示5第3号は、令和6年3月31日をもって有効期間が終了します。新たな指示を発動する必要があるため、内容及び指示の発動についてご審議願います。

また併せて、漁協及び市町村が次年度に敷設の承認を受ける浮魚礁の数を検討するための取扱要領の制定についてもご審議をお願いします。

下の枠で囲った部分に、改正の要点を整理しております。

今回の委員会指示の改正では、指示番号及び年月日の時点修正、それから第9、協議書の省略で書かれております第1項の1について、第5の敷設の再承認第1項に合わせた書きぶりに修正しております。

この部分が、議案書で28ページから様式など続いて33ページまでが新しい指示案、それから34ページ以降が新旧対照表となっております、第9のところ、36ページの上段の左上のところなんですけども、協議書の省略というところになります。この部分の書きぶりを、以前は「6月に開催される委員会までに承認を受けて」という書きぶりだった部分を、第5条の書きぶりに合わせて、「7月1日以後初めて開催される委員会までに承認を受けて」というふうに統一した書きぶりに修正いたしました。

委員会指示本体については、このような時点修正と書きぶりの修正のみの変更になっております。

それから、確認いただきたいのがもう1点ございまして、ごめんなさい、その前に40ページ、こちらが公報掲載の依頼文の案になっております。今回の浮魚礁の委員会指示と、2番のところにスジアラ及びシロクラベラの委員会指示に関する依頼を並べております。

41ページが委員会指示の根拠となっている漁業法の写し、それから42ページ、43ページをお開きください。こちらがご検討いただきたい浮魚礁敷設承認予定数検討要領の案になっております。こちらも前回の委員会まで皆さんに協議いただいた内容となっております、流失後2年度以上再敷設がない浮魚礁については新規扱いとすることで、枠の有効活用を図っていきたいというところがありましたので、このような要領を制定するところです。

読み上げさせていただきます。沖縄海区における浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する漁業調整委員会指示に規定する、市町村及び漁業協同組合等が敷設する浮魚礁の承認予定数の検討要領を次のとおり定める。

第1、浮魚礁の敷設承認予定数。こちらは委員会指示にうたわれている基数以内、つまり150基以内とするという内容です。

第2が承認予定数の調査。これは事務局が行う事務について定めておりました。次年度の敷設承認予定数を決定するに当たって、委員会は各敷設者に対して現在敷設されている浮魚礁の数、流失中の浮魚礁の再敷設予定数及び新規敷設の予定数について調査する。

2、委員会が実施する要望調査の時期は、原則的に毎年2月とする。

3、委員会は要望調査の結果を踏まえ、次年度における各敷設者の浮魚礁敷設承認予定数の案について、3月に開催される委員会で審議することとする。

4、委員会は、次年度における各敷設者の浮魚礁敷設承認予定数が決定された場合、これを遅滞なく各敷設者に通知するものとなっております。

3が承認予定数の検討の仕方、最も重要な部分になっています。

第3、次年度の敷設承認予定数は、以下の各号に定める数を加算した数とするとありまして、(1)から(3)まで挙げております。

(1)が要望調査の時点で、協議位置の海域に敷設されている浮魚礁の数。現在敷設されていて流失していないものですね。

(2)が要望調査の時点で流失中であり、流失後2年度以内に再敷設する浮魚礁の数。これが今まで流失枠として扱われていたものです。すぐに再敷設の予定がされているものになります。

それから(3)で新規に敷設を予定する浮魚礁の数。これを足し合わせた数を、次年度の敷設承認予定数としましょうという考えです。

第3の2以降に、それぞれの考え方について少し詳しく書いてあります。

2が流失後2年度以上経過した浮魚礁を再度敷設する場合は、新規敷設扱いとする。

3、新規に敷設を予定する浮魚礁の数として加算できるのは、敷設及び敷設に向けた事前調査の事業を設けている場合、礁体を既に制作している場合など、具体的な敷設計画が確認できる場合に限る。

4、要望調査の際、上限を超えて新規敷設要望の申請があった場合、敷設計画の具体性や当該敷設者の浮魚礁の管理実態、既設浮魚礁の数等を勘案し、委員会で協議した上で優先順位を決定するとなっております。

以上で、委員会指示の改正と要領の制定について説明いたしました。ご審議をお願いいたします。

○上原議長 ただいま第4号議案について説明がありました。

本件について何かご意見、ご質問等ありましたらお願いをいたします。天方委員、どうぞ。

○天方委員 42ページの第2条ですね。2条の2項で要望調査という言葉が初めて出てくるんですが、これは2条1項の調査のことなんだろうと思われるので、そうだとすると、第2条の3行目、調査の後に、「以下要望調査という」というような定義づけが必要かなというのが一つと、あと第3条の1項(2) これもいいのかもしれませんが、「2年度以内に再敷設する予定の浮魚礁の数」というのがより正確かなという気がします。

○上原議長 事務局。

○事務局(秋田) ご助言ありがとうございます。では、そのように修正させていただきたいと思っております、ありがとうございます。

○上原議長 ありがとうございます。

ほかに何かご質問、ご意見等ございませんか。

これは事前協議されている案件ですので、特に異議がないようですが、お諮りをいたします。

それでは、第4号議案 浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する委員会指示の改正及び承認予定数の検討要領の制定について、提案のとおり承認をするということによろしいでしょうか。

(「はい」という声多数)

○上原議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第4号議案については提案のとおり承認をすることといたします。

【第3号議案 令和6年度の浮魚礁敷設承認基数の決定について】

○上原議長 続きまして、第3号 令和6年度の浮魚礁敷設承認基数の決定についてを提案します。

事務局より説明をしてください。

○事務局(秋田) お願いします。

議案書は15ページにお戻りください。

令和6年度の浮魚礁敷設承認基数の決定について。

前回の委員会において、令和6年度に漁協及び市町村が敷設承認を受ける浮魚礁基数の考え方について協議し、流失後一定期間再敷設の実態がないものについては、流失枠としての承認予定数を付与しないこととしました。この考えに基づき、当該敷設者に対して令和6年度の承認予定数を減ずる案について文書及び口頭で打診したところ、いずれの者からも異議はありませんでした。

一方で、名護市をはじめ4者からは、令和6年度に具体性を持った浮魚礁の敷設計画について報告を受けており、これらについては承認予定

数を付加することを検討しています。上記の調整を踏まえた令和6年度の浮魚礁敷設承認基数案についてご審議をお願いします。

まず、下に表でまとめております令和6年度新規に浮魚礁を敷設している者と、その計画の具体性についての説明をさせていただきたいと思っております。

まず名護市さんですが、先ほどの2号議案でもありましたように、新たに第1ブロックのほうに加入して事業を拡大し、中層型浮魚礁を敷設するというので、こちらは確実に敷設されるであろうという判断をいたしました。

それから、渡名喜村漁協さん、与那城町漁協さん、石川漁協さんは、いずれもそれぞれ市町村が実施する離島再生支援事業により礁体を制作して敷設予定ということで、事務局のほうではこれらの離島再生支援事業の計画のほうを確認させていただきまして、各自治体の計画の中で浮魚礁の敷設が定められていること、それから予算規模について確認をいたしました。これらについては具体的な計画があるものとみなし、新規の敷設を承認予定数として付加することを検討しております。

これら以外にも新規の要望はありましたが、事務局のほうで確認したところ、ちょっと具体性が確認できないということで、今回は見送らせていただいております。

次のページをお開きいただいて、16ページが各団体の敷設承認予定数の一覧表となっております。右側のほうですね、令和6年度の予定数と令和5年度に承認を受けた数、それから6年度と5年度の差がカラーの赤と青で示してあります。

承認予定数を減らす予定なのは国頭村と久米島漁協さん、それから座間味漁協さんと与那原・西原漁協さん、伊良部漁協さん、多良間村さんになっております。逆につけるのは、名護市さんと先ほど説明した渡名喜、石川、与那城となっており、差し引きマイナス3基となっております。

一番下に合計が示してありまして、令和6年度はこの調整を経て、全部で146基を承認する予定となっております。令和5年度、本来150基枠があるんですが149基となっているのは、事務局で管理している浮魚礁の敷設状況に関するデータベースのほうで、以前糸満漁協さんから渡嘉敷漁協さんのほうに枠を融通したことがあったんですけども、その融通した後も糸満漁協のほうに枠が残っているような形になっていまして、糸満漁協さんに確認したところ、その枠はもう使われていないということで、事務局のほうに間違っていて残っていた分になります。ですので、令和

5年度は実際に承認をしたのが149基となっております。

続いて、17ページ以降が、この承認予定数の案を各団体が敷設する際、一緒に添付しようと考えております事務を担当する職員向けの手引きになっております。

例年事務局に提出される書類のほうでは、委員会指示の番号が間違っていたりだとか書類の不備があったりして、承認期限ぎりぎりに申請してくることがありますので、このような資料をお配りして、スムーズな申請をしていただくことを意図して作成いたしました。

3号議案については以上になります。ご審議のほどお願いいたします。

○上原議長 ただいま3号議案について説明が終わりました。

本件について何かご意見、ご質問等がありましたらお願いをいたします。

承認予定基数の確認については、各漁協さん含め調査等調整を経た上でということですので、特にご異議なければお諮りをしたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」という声多数)

○上原議長 では、第3号議案 令和6年度の浮魚礁敷設承認基数の決定について、事務局提案のとおり承認をするということですのでよろしいでしょうか。

(「はい」という声多数)

○上原議長 ありがとうございます。

ご異議ありませんので、第3号議案については提案のとおり承認をすることといたします。

[第5号議案 スジアラ類及びシロクラベラ資源の保護培養に関する委員会指示の改正について]

○上原議長 では次に、第5号議案 スジアラ類及びシロクラベラ資源の保護培養に関する委員会指示の改正についてを提案します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（秋田） よろしく申し上げます。

議案書は44ページをお開きください。

第5号議案 スジアラ類及びシロクラベラ資源の保護培養に関する委員会指示の改正について。

こちら、スジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養に関する委員会指示の改正となっております。先ほどの浮魚礁の指示と同様に、指示番号の修正のみとなっております。

45ページが新しい指示で、46、47が新旧対照表となっております。こちらについては特段問題ないんですが、48ページ、49ページのほうをお開きください。

前々回の委員会で天方委員のほうからご指摘をいただきました、意図せず採捕された漁獲物で、既に採捕の時点で死亡してしまったものを放流する場合、これが廃棄物の投棄に当たらないかという部分に関して、事務局のほうで少し調べさせていただきました。

関係する法律を、水産庁さん、それからの所管する国土交通省総合政策局海洋政策課のほうに問い合わせたところ、48ページがその照会文になっておりまして、49ページが国交省からの回答になっております。

49ページのほうを読み上げさせていただきます。

船舶の通常活動に伴い生ずる廃棄物等の解釈について（回答）。

令和6年2月19日付け漁調委第209号により照会のあった標記について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の解釈を下記のとおり回答します。

漁具や水産動植物の採捕のための施設にかかった漁獲目的外の水産動植物について、採捕から一定時間または一定距離を経てから排出する行為は、当該行為が通常の漁撈活動に伴うものである限り、法第10条第2項第3号の適用除外規定により許容されることとなる。

一方で、当該水産動植物を採捕から遅滞なくその付近において排出する場合は、当該水産動植物は法第3条第6号の「人が不要とした物」に当たらず、廃棄物に該当しないということで、死んでいたものを海に返すことについては、これは廃棄物の投棄には当たらないということを説明いただきましたので、事務局としては従来どおり、生きているものについてはリリース、死んでいるものについてもその場で放棄いただくという指導方針にのっとり、今後も指導させていただこうと考えております。

ちょっとこのあたり、なかなか法律のほうを調べても出てこない条文だったので、国交省のほうに問い合わせることになったんですが、今回の委員会指示に限らず、いろんな規則や指示でこのようなサイズに満たないものの放棄とか放流についてうたわれていますので、非常に参考になった、事務局として大変勉強になった事案かなと考えております。

改正に当たって、このような経緯がありましたという報告と、それから前々回の協議の中で新立委員のほうから、指示の周知がまだ不十分なので、アンケートをしたらどうかという提案をいただいたんですが、アンケートについてはちょっと時間的な猶予もない都合から、周知を徹底

させていただくという回答をさせていただきました。

それで、53ページ、54ページに周知資料の案をつけさせていただいているんですが、今回このようなポスター、以前作ったポスターのちょっとバージョンを変えたものになるんですけども、ポスターとチラシを作成して配布する予定でおります。チラシについては、県の広報に関する包括連携協定というのがありまして、県内のコンビニエンスストア、一番大きいところだと、ファミリーマートさんとの協定に関する抽選が当たると、県内350店舗近くにそれぞれチラシが配れるということで、こちらへの応募をして周知を図っていきたくと考えております。

今後、その抽選が月末にあるので、それに応じて枚数は変わってくるんですけども、今回新たにかなりの枚数を作成して、周知を図っていきたくと考えております。

5号議案については以上です。ご審議のほどをお願いいたします。

○上原議長 5号議案について、補足の説明が終わりました。

本件について何かご意見、ご質問がありましたらお願いをしたいと思います。

これは字句等の改正ということでございますので、特にご異議はないと思います。

お諮りをしたいと思います。第5号議案 スジアラ類及びシロクラベラ資源の保護培養に関する委員会指示の改正について、提案のとおり承認をするということによろしいでしょうか。

(「はい」という声多数)

○上原議長 ありがとうございます。

第5号議案については提案のとおり承認をすることといたします。

[第6号議案 ウミガメの採捕承認申請について]

○上原議長 次に、第6号議案 ウミガメの採捕承認申請についてを提案します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(秋田) お願いします。

議案書の55ページをお開きください。

第6号議案 ウミガメの採捕承認申請について。

ウミガメの採捕に係る沖縄海区漁業調整委員会指示5第4号に基づく承認内容の変更申請が1件と、採捕承認申請が2件、漁業で1件、試験研究で1件あります。これらのウミガメ採捕承認についてご審議願います。

55ページの四角で囲った部分に、委員会指示の抜粋が添付してあります。

次のページ以降、具体的な申請内容の写しとなっております。

56ページが、まず変更の申請です。

今回八重山の漁業者さんから、現在承認を受けている頭数の変更に関する申請がありました。変更理由としては、採捕見込みがないため、承認頭数を減ずるということで、現在5頭の枠を持っているところ、4頭に変更するという内容となっております。

57ページが、その変更承認の承認書の案となっております。5頭から4頭に減じた案です。

続いて58ページ、新規に1件、漁業用で申請が上がってきております。こちらについては、潜水器を使ってアオウミガメを観賞用目的で採捕するというので、関係する法令とか事務局のほうで確認させていただきました。まず潜水器の漁業許可証、それから本委員会指示に関係するものとして、前年度の採捕実績の提出を確認しました。それから、観賞用の採捕ということで、動愛法に関連した動物取扱業の登録証の写しも提出いただいて確認しております。

こちらの申請については特段問題ないと思われまので、59ページの承認証の案となっております。承認するのがアオウミガメの1頭となっております。

続けて、試験研究のほうも説明させていただきます。

60ページをお開きください。

今回試験研究で提出があったのは、美ら島財団さんからウミガメ類の緊急保護、衰弱保護の目的での採捕承認です。今回アオウミガメが12頭、アカウミガメが10頭、タイマイが10頭で、これまでの実績に基づいた数の申請となっております。

目的が衰弱したウミガメ類の保護ということで、62ページ、63ページにその計画内容が添付されております。各地域から衰弱したカメの打ち上げなどがあつた際、通報があつたり持ち込みがあつたりするようなので、それらについて治療を行って養生した後、標識を付けて放流するという活動を行っておりますので、その概要が整理されております。

治療も、水族館が行うものなのでかなり本格的で、右側の写真にありますようにエコーで内臓の確認をしたり、ここには載せておりませんが、甲羅が割れて肺まで傷が達して片肺が機能していないようなものについても、背中割れた部分をパテで補修し、治療をして全快に至ったとか、そういった活動を行われているようです。試験研究についてはこ

のような内容となっております。

以上3件の申請についてご審議をお願いいたします。

以上です。

○上原議長 ただいま説明が終わりました。第6号議案 ウミガメの採捕承認申請について、何かご意見、ご質問がありましたらお願いをいたします。

特にご質問等ないようでございますので、第6号議案についてお諮りをしたいと思えます。

第6号議案 ウミガメの採捕承認申請について、漁業用が2件、あと試験研究が1件ということで、提案のとおり承認をするということよろしいでしょうか。

(「はい」という声)

○上原議長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、第6号議案についてはご異議ございませんので、ウミガメの採捕承認申請について提案のとおり承認することといたします。

【第7号議案 くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）】

○上原議長 次に、第7号議案 くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）を提案します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（米丸） では、事務局から説明いたします。

本件に関しては、前回の委員会の後、議事外ということで、今後3トンの融通をさせていただくということについて意見照会をする予定ですという話をしたんですけれども、その後意見照会をして、県漁連さんを中心に、意見をいただいた漁協さんの中で調整した結果、3トン全部譲ってしまうと、もう年度末にかけて採捕ができなくなってしまうということから、3トンではなくて1トンを融通することによって、残り2トンであれば、過去3年ほどの年度末の採捕の実態を見ても平均で1トン程度、最大で1.8トン程度であるので、2トンの範囲内で管理できるだろうということで、1トンの譲渡ということで決定したところになります。

では、議案のほうの説明に入らせていただきます。

読み上げます。

65ページをご覧ください。

くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変

更についてということで、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度の都道府県別漁獲可能量の変更について、令和6年3月7日付け5水管第3315号で農林水産大臣より変更後の数量が示されております。

知事は、漁業法第16条第5項において準用する同条第1項の規定により、沖縄県資源管理方針に即して、くろまぐろに関する令和6管理年度の知事管理漁獲可能量を定める必要があります。

この件について、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、沖縄県知事より当委員会に意見が求められていますので、ご審議願いますということで、まず69ページをご覧ください。

こちらが昨日届いたんですけれども、農林水産大臣から本県宛の漁獲可能量の変更の通知になります。変更前後で、くろまぐろ（大型魚）の数量が161.9トンから160.9トンに変更となっております。これに関して、ページが行き来してしまうんですけれども、76ページをご覧ください。

先ほど申し上げた漁業法第16条の第5項において準用する第2項というところで、第5項で変更についても準用するというふうには規定があるんですけれども、第2項のほうで、都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするとき、変更しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聞かなければならないというところで、こちらが今回の諮問となっております。

変更に関しては、例年管理期間、管理年度が始まる前に、変更については資源管理方針に即して変更される機械的な変更ですので、事前に諮問しておきますということで諮問をしていたんですけれども、今回、事前に諮問していた内容と若干違うところもあるので、その辺も含めて説明させていただきます。

その次、75ページに戻っていただいて、こちらが沖縄県の資源管理方針になります。くろまぐろの部分になるんですけれども、別紙1-2くろまぐろ（大型魚）の第3のところ、漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準というものが定められておりまして、管理年度が始まる前には、第3の3から5の部分についてが漁獲可能量の変更について書かれている部分になるんですけれども。

今回、ここに明確に書かれているものではなくて、例年この5のところ、75ページの2行目からですけど、国の資源管理基本方針の変更により、本県に配分される都道府県別漁獲可能量が追加された場合、追加された全数量は、前期中であれば前期の知事管理漁獲可能量へ、後期中であれば後期の知事管理漁獲可能量にそれぞれ追加するものとするという

ことで、今まではほかの県に譲るということを想定していなかったものですから、ここで追加された場合に関しては事前に諮問していたんですけども、今回追加ではなくて譲渡によって減少してしまうので、ここで同様に読みたいと思うんですけども、漁獲可能量が増減した場合は、増減した全数量は、前期中であれば前期の、後期中であれば後期の知事管理漁獲可能量にそれぞれ配分するものとするというふうなことで、整理できればなと思っております。

66ページに戻っていただいて、こちらが沖縄県知事から当委員会への諮問となっております。別添のほうでありますのが67ページ、令和5管理年度知事管理漁獲可能量の変更についてということで、漁業法第16条第5項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を変更したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公表するということで、第2のくろまぐろ（大型魚）のほう、こちらの都道府県別漁獲可能量を161.9トンから160.9トンへ1トン減少しまして、知事管理漁獲可能量は全体で160.9トンだったところ159.9トンへ。重要なのがこちらですね、後期の知事管理漁獲可能量が9.6トンだったところを、8.6トンに変更したいと思っております。

その次が新旧対照表になるんですが、先ほど説明したとおり、重要なところと言うと、後期の漁獲可能量が9.6トンから8.6トンへ、1トンの減少に変更したいということですね。

以上が諮問内容になります。すいません、答申案を付け忘れたんですけども、今回の変更の問題がなければ、問題ない旨の答申を沖縄県知事宛に回答することを予定しております。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○上原議長 ありがとうございます。ただいま第7号議案について説明がございました。

本件について何かご意見、ご質問がありましたらお願いをしたいと思います。

山内委員、どうぞ。

○山内委員 75ページの2行目からの説明ありましたがけれども、本県に配分される知事管理の漁獲可能量が追加された場合、全数量は前期中であれば前期の知事管理漁獲可能量へ、後期あれば後期の知事管理漁獲量にそれぞれ追加するものとなっておりますけれども、これ沖縄の実情と合わないんじゃないかなと。後期に追加配分されたらちょっともう使うことできないので、やはり前期に追加をしていただかないと、後

期では意味がない。そういう現場の実情があるんですが、そこら辺はどのように県として国のほうへ働きかけていくのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○上原議長 じゃ、事務局お願いします。

○事務局（米丸） 事務局からお答えします。

通常の追加配分に関しては、管理年度が終わって、例年で言うと4月の下旬から5月の頭頃に、前年度の繰越数量を活用した追加配分が来る予定というような流れになっておりまして、基本的には4月の後半から5月の追加配分が前年度からの繰越しでくるものになるんですけど、今回の都道府県間の融通なんかによる漁獲可能量の変更に関しては、年間を通して、今年で言うと7回ほど行われていたり、あとは今回うちがやったのは、もう完全に都道府県間で融通をしますというような協議を調べて、鹿児島県のほうに1トン融通したというような手続になるので、これを前期であれば前期のというところは、難しい話ではあるんですけど、ただ以前からおっしゃられているように、資源管理方針自体を変更して、もう前期・後期と分けずに一本の管理期間で管理してしまうということは、一つのアイデアとしてはあるので、そこはもう令和7年度に向けて今後、業界の中でも話をしていけたらいいのかなと思っております。

○上原議長 山内委員、どうぞ。

○山内委員 アンケートの中では、3トン譲渡したら倍になって次年度は戻ってくるという説明がありましたけれども、今回1トンですよ、そうすると2トンになって戻ってくるということですけども、これは今回鹿児島県に融通したので、鹿児島県から2トンが来ると、そういう解釈ですか。

○上原議長 事務局お願いします。

○事務局（米丸） 事務局からお答えします。

譲渡メリットに関しては、鹿児島県から返ってくるというよりは、例年前年度の全国の繰越数量の中から、譲渡メリット分は各都道府県に配分されるというような流れになっております。

○上原議長 山内委員、どうぞ。

○山内委員 そうすると、どれだけ全国で使い残しがあるかという数量が確定されてからメリットが受けられるという、そういうことになりますか。

○上原議長 事務局。

○事務局（米丸） はい、おっしゃるとおりです。

○**山内委員** それだと、譲渡した意味があんまり、効果がないんですが、やはり4、5、6で我々沖縄県の漁業者は獲るわけですから、その期間にメリットがないと意味がないと思うんです。後期でも全く釣れないということではないんですが、しかし今年なんかは、正直言って後期でほぼ釣れていないんですね、どういうわけか分かりませんが。

2トン後期でメリットをもらったとしても、県が持っている留保枠とか使い残しの分があると、またその数量の扱いが問題になる可能性はあるんですよ。

○**上原議長** じゃ、事務局。

○**事務局（米丸）** 譲渡メリットがいつ来るかに関してなんですけれども、こちら例年の4月下旬から5月の追加配分と合わせて来るので、前期の漁期に間に合わないということではないです。前期の漁期中に追加配分が来るような流れになります。譲渡メリットも含めてですね。

○**上原議長** はい、どうぞ。

○**山内委員** 大丈夫ですか、その説明で。本当に来るんですか。4、5、6で譲渡メリットは来るということになりますか。

○**事務局（米丸）** はい、譲渡メリットに関しては4、5、6というか、例年の4月下旬から5月の追加配分と合わせて来ることになります。

○**山内委員** そういうことでしたら、我々もそのメリットを使うことが可能だと思いますけれども。いずれにしても先ほど事務局が話していた前期・後期というルール、これの見直しは、やはり昨年の事例を見ると見直したほうがいいのか、そういうふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○**事務局（米丸）** はい、よろしく願いいたします。

○**上原議長** ほか、何かご意見ございますか。

特にないようですので、お諮りをしたいと思います。

第7号議案 くるまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）、事務局提案のとおり承認をするということによろしいでしょうか。

（「はい」という声多数）

○**上原議長** ありがとうございます。

第7号議案については、事務局提案のとおり承認することといたします。

【報告事項1 奄美大島海区との意見交換会について】

○**上原議長** 次に、議案は以上です。報告事項をお願いをしたいと思います。

います。

報告事項を、順次事務局のほうから報告をお願いします。

○事務局（秋田） よろしくをお願いします。

報告事項、資料にまとめてありますのが1件と口頭で報告させていただくのが1件ございます。

資料77ページをお開きください。

ソデイカ漁業に関する奄美大島海区との意見交換会について。

かねてからソデイカ漁業に関する隣の奄美海区さんとの意見交換というのは続けてきたところなんですけど、事務局のほうで事務局同士の意見交換ということで、今年の2月13日に事務局長と秋田、それから水技センターの職員2名とで、奄美大島海区のほうを訪問いたしました。

意見交換での議論の概要について報告させていただきたいと思います。

概要なんですけど、沖縄海区における委員会指示違反案件についてと、前々回の委員会でお諮りした指示違反について、11月中に沖縄海区で操業があった違反の件に関して報告させていただきました。

奄美大島海区さんのほうからは、奄美大島海区で沖縄県漁船が、これにも関係するんですけど、旗数を守らずに操業しているという苦情が、委員会の中に非常に多く寄せられるということで、沖縄漁業者さんには旗数の制限をしっかりと守っていただくように、取締りの強化をしてほしいという要望がありました。

それから、奄美大島海区における沖縄県漁船の操業についてということで、11月に奄美大島海区において沖縄県漁船が操業していたことに対して、奄美大島海区からは操業自粛の指導依頼があり、当委員会からは漁期の前とそれから漁期中、再度周知したことを報告しました。また、12月以降の沖縄解禁後についても、奄美大島海区のほうで何かトラブルがないかということも確認しました。

大島海区のほうからは、11月に奄美海域で沖縄県漁船が操業することを抑制するためには、今後の委員会指示において、「沖縄県のソデイカ漁船は、海域を問わず11月に操業することができない」とする制限を設けるべきというご指摘がありました。これについては、委員会指示の性質上、適用範囲が海区に縛られることから、委員会指示での対応は難しいという考えに至っております。

12月以降は、沖縄県漁船が喜界島を基地として東側沿岸50マイルから100マイルの範囲でひしめき合っているんで、奄美の船は漁船の大きさが小さいので、操業する場所が限られている。12月以降はこのような状況なので、奄美の船は沖縄の船が来ない11月の間にできるだけ操業してお

かないと、奄美海域の船は漁船規模でとてもかなわないので、11月に操業しないと漁獲量が稼げなくて困るということで、11月解禁は譲ることができないというのが、漁業者の声というふうに伺いました。

ソデイカ漁業に関する両海区の委員会指示について、奄美大島海区さんのほうで、例年5月ごろに次の漁期の操業期間を定めた指示を発動していますので、現在検討に入っているところです。

これについて、現在の検討状況を伺いました。それに合わせて、当海区のほうでも毎年アンケートを行っておりまして、アンケートの結果、多く漁業者の方から、奄美大島海区のほうにも沖縄海区と漁期を合わせてほしいという意見が寄せられていますので、そのことを説明した上で、奄美大島海区の次の漁期の指示の検討状況を伺いました。

向こうからは、奄美大島海区では現在アンケートを実施しており、回答を踏まえて5月末に委員会指示を発動する予定。11月禁漁については、一部の漁業者、特に大型の漁船をお持ちの業者からは、沖縄に漁期を合わせてもよいのではないかという意見がないわけではない。しかし、奄美のソデイカ漁業は先ほどの報告にもあったように、小型船が中心であって、12月に大型の沖縄船が漁場にやってくる前に操業しないと、生計を立てるほどの漁獲ができない。漁期中の11月と5月の漁獲割合は、それぞれ15%と5%であるということでした。また、12月には海域が時化て操業できない日が増えるため、11月禁漁は、実質的に不可能と回答せざるを得ない。

ただし、現在、奄美大島海区ではソデイカのはえ縄漁業を承認制で認めているものの、ほぼ実態がないということですから、はえ縄の操業については、沖縄県の委員会指示に合わせてはえ縄を禁止とする改正案を検討しているということでした。

このような議論を経て、事務局の今後の課題としての所感ですが、資源の持続的利用には、やはり小型のイカがたくさん釣れる11月の禁漁というのを、引き続き訴えていく必要があるというふうに感じております。また、先ほども説明しましたが、委員会指示の適用範囲は海区に縛られておりますので、委員会指示で特定の漁法の操業について海域を問わず制限する方法というのはなかなか、検討したんですが、難しいということで、次のページにちょっと検討案を書いてあります。

それから、旗数制限の遵守についてより徹底を図っていくための周知と取締りの強化が必要であるということで、こちらは課内のほうでも検討を進めているところです。

続いて79ページですが、海域を問わず特定の期間の操業に制限を設け

る方法として、これはまだアイデアの段階です。やろうと思えばこういう方法が考えられるというところで、沖縄県資源管理方針の改正ですね。11月に委員会のほうでお諮りした沖縄県資源管理方針なんですが、こちらにソデイカに関係する部分では、別紙3-2というところで、ソデイカに関する方向性などがまとめられています。

その別紙3-2を検討するに当たって、まずは試験研究機関、水技センターのほうで作成した、沖縄県資源管理方針別紙3に定める水産資源管理の方向性等についてという資料がありまして、そちらの中でソデイカについては、資源の現状を維持するために、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、当面の間、直近5年間の旗流し漁業における平均C P U E、操業当たりの漁獲量ですね、単位操業努力量当たりの漁獲量、100針当たり5尾というのを維持するようにする。

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とするのでありまして、まずこの管理の方向性の中で、既存の研究成果が一応あるんですけども、集団遺伝などによって現在この資源の捉え方が、この資料の中では、ソデイカについては沖縄県海域と定められているんですけども、そもそもソデイカは、太平洋海域で遺伝的にも同じ集団とされておりまして、そういったところを確認しつつ、ソデイカの管理の単位を沖縄海域に限定せず拡大していく、太平洋海域とみなしていくというところの改正が、第1のステップになろうかと思えます。

それに基づいて資源管理方針を改正することになるんですが、先ほど説明した内容に基づいて、この別紙3-2に定めてあるソデイカの沖縄県海域の部分、マチなんかは今鹿児島と合わせて資源管理しておりますので、マチについては沖縄海域、鹿児島海域、それから先島海域という書き方をしているんですけども、同じように対象の海域を変更する。

それから、管理の方向性第2のところでも現在委員会としても推進している小型個体の保護、これを目的として、11月を禁漁とするといった内容の加筆を行うというところです。

このような変更を行うと、現在ソデイカ漁業に従事されている方の多くは、各漁協で作成する資源管理協定というのに参加いただいております。資源管理協定の中では、自主管理措置をそれぞれ設けていただいているんですけども、自主管理以外に、この資源管理方針に定める管理の方向性には従うこととなっておりますので、この方針の中でそのようなルールを定めた場合、それに従わないと協定の不履行となって、協定の参画が加入要件となっているような補助、具体的には共済の積立ぷらす

だとかリース事業、それからセーフティネットなどが使えなくなってしまう。

委員会指示違反のペナルティというよりも、このような補助が受けられなくなるというところが、かなり抑止力としては強くかかってくるのではないかと考えております。

ただ、抑止するばかりでなくて、積立ぶらすのほうなんですけども、そもそもこの積立ぶらすの趣旨としては、減収があった際の補填を目的としております。資源の変動とか漁獲の不振で減収があったことに加えて、そもそも資源管理を行うことで漁獲を減らさなきゃいけない、それに対する補助というのが、この国庫が入った補助事業の目的となっているわけですから、このような強度な管理を行ったことについても共済の補填の対象となりますので、ソデイカで操業されている方は、多くは積立ぶらすに加入していますから、このような改正を行った場合、減収分については共済のほうからも補填があるというふうに考えております。

改正については、現在アイデアの段階ですので、具体的な検討をまだ行っているわけではないんですけども、改正しようと思った場合に、関係者の意見周知であったりパブコメ、それから海区での諮問を経ての改正になりますので、改正までにはかなりの時間を要すると考えております。

本件に関しては以上でして、もう1件簡単な報告がありますが、続けてよろしいですか。

○上原議長 続けて。

○事務局（秋田） もう1件あるのは、1月12日の海区のほうで、ウミガメの採捕承認で、試験研究目的で沖縄沿海保全同友会さんに試験研究目的の採捕承認を出したところなんですけども、当初代表の方は本国の在留資格を持たれている方で、その他基地の中にお住まいの方で外国籍の方については、外規法の関係で承認できないというふうに事務局のほうから説明したんですが、この外規法についてももう少し詳しく事務局のほうで勉強させていただいたところ、船舶を使わないものとか漁具を使わないような簡易な採捕に関しては、この規制の対象とならないということで、当初申請を外国籍の方5名からいただいていたんですが、その方についても承認できるということで、承認証を変更して再発行をすることで、今検討しているところです。この件については、事務局の不勉強でご迷惑をおかけしました。

報告は以上になります。

○上原議長 ただいま報告事項ございましたが、この件に関して委員

の皆さん、何かご意見がありましたらお願いをしたいと思います。

当真委員、どうぞ。

○当真委員 すいません、報告の1ですね、ソデイカ漁に関する奄美大島との意見交換の中の執行部案なんですけれども、まず奄美大島が話されていることも重々理解はできるんですけれども、奄美大島の船が小さいとか大きいとかというので、生産者各自が努力して、自分の生産を上げるためにしっかり自分の船に対して投資しているわけですから、そこはしっかり見てあげる必要があるだろうと思うのがまず1点と。

この際正直に言いますと、確かに11月から沖縄海区以外での漁がされているということも重々承知しておりますが、今それをそこまでできないようにするために、太平洋海域という名目で規制しようとしているのも、何か無理やりかなという感じがして、その太平洋海域というのは、じゃ、どこまでになるのかということにもかかってくるし、多分そういうことで規制をかけようとするということになると、12月からの解禁が11月からの解禁にしなければという形になってくると思うので、先ほどの執行部からの説明があって、まだ入口なので何も決まっていないということは重々理解していますが、そのことも考えてやらないことには、この提案というのはすぐのめるような話じゃないなというところだけは提案しておきたいと思います。

以上です。

○上原議長 了解しました。事務局、何かありますか。

○事務局（秋田） ご意見ありがとうございます。先ほども説明いたしましたが、やはり11月禁漁というのは、そもそもの趣旨として資源を有効利用としていこうというところが、そもそもの意図であります。今期も各浜で伺っていると、特に12月頭は小型個体が多かったというふうに伺っています。

そのような状況で、ソデイカというのは成長が非常に早くて、約1年の寿命となっており、1か月待つだけで約2キロ成長します。例えば3キロのソデイカをキロ1,000円ぐらいで売ったとして、1か月待てばそれが5キロになっているわけですから、1匹当たり2,000円、単純に計算すると1匹当たりの単価は高くなると。

当然、その間に死亡してしまう分もあるんですけれども、小型個体を避けるということが資源の有効利用につながるということで、沖縄海区は11月禁漁をやっていますので、そういったそもそもの趣旨に立ち返って、関係者の中ではこの課題については継続して検討して、今回この資源管理方針の改正というのはアイデアの一つとして提案したところでは

あるんですが、やはりそもそもの趣旨として、漁業と存続させていくために資源は有効利用していかなければいけませんので、そういった部分を、試験研究の結果も踏まえて広く議論して、よりよい形で運用していきけるように、事務局としても勉強を続けていきたいなと思います。

以上です。

○上原議長 今後検討していきたいということですから、当真委員、どうですか。

○当真委員 資源管理に関していえば、とにかく漁期を短くすればするほどいいということは、これは誰もが分かっていることなので。ただ今沖縄の海区の中では、11月と6月を切った12月から5月までのということで、我々も努力してきたつもりなので、その辺はまた理解していただきたい。

それで、うちの生産者とかいろんなどで意見を聞きますと、だったらもう5月、6月を切ってもいいじゃないかという意見もあるので、資源を管理する意味だったら、そこも一つのアイデアとして執行部側には考えていていただきたいなというところを提案したいと思います。

以上です。

○上原議長 事務局。

○事務局（秋田） ありがとうございます。5月、6月の今お話もありましたが、科学的な根拠に基づいて、最も効果が高いというところを試験場のほうからも示していただきながら、継続して検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○上原議長 了解です。

ほか何かございますか。

城間委員。

○城間委員 1点だけちょっと念のため聞きたいんですけども、沖縄海区のほうでは科学的な根拠を示して、資源管理のために小型のサイズのもを獲らないようにということで、11月は禁漁としているということなんですけども、念のため聞くんですが、これに対して奄美海域はどのような根拠を持って11月操業していらっしゃるのでしょうか。

○事務局（秋田） お答えします。

議論の中でそういった話も出てきました。向こうの事務局としてもともと研究畑の方がいて、11月禁漁の効果と意義については重々理解されていると。ただ、これまで委員会の中でも説明させていただいたように、11月は向こうの漁船規模とか海況によると操業せざるを得ない。そこを切ってしまうと、奄美の漁船規模の小さな操業実態にはなかなか厳

しいものがある。12月は時化て海に出られないので、海に出られる11月の間に操業しておかないと、なかなか生計が立てられないということで、11月は漁期として継続しているというお話でした。

ですので、何か科学的根拠に基づいて11月はオーケーだとしているわけではなく、やむなく続けているというような実態であろうかと思いません。

○城間委員 どうもありがとうございます。

○上原議長 ほかございますか。

山内委員、どうぞ。

○山内委員 昨年だけに限らず、その前の年もそうだったうわさは聞いていますけれども、沖縄船が11月に鹿児島海域、奄美海域で操業をしているという話は、ちよくちよく聞き漏れてきております。沖縄海区では11月が禁漁だということで、鹿児島海域だったら操業できるだろうということで、先んじて出漁しているのかと思えますけれども、なぜ解禁日を設定しないんだらうかというのがありますね。

11月に沖縄船が大挙、奄美海域とあちらさんの漁業者が困るというお話は説明の中であるようですけれども、そこら辺のモラルの問題というのかな、そこはルールをちゃんと明確にして、太平洋海域というくくりでやるという方法もあるかもしれませんけれども、どこまで縛りができるかということになると、その一文だけではなかなか厳しいんじゃないかなと思いますね。

ですので、禁漁期は6月1日から11月末までと今なっているんですけども、解禁日の日時ですよ、これをやはり明確にするべきじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○事務局（秋田） 山内委員がおっしゃる解禁日というのは、出港していい日というような解釈で縛れないかということですよ。今の指示の中では操業の期間を定めているので、操業はあくまで12月からですから、それに先んじて11月の終わりのほうから海に出て行って、12月1日から漁を始めるという実態となっているところなんですけれども、そもそも出港を12月1日からにしろという制限の仕方が、正直なところちょっとまだ勉強不足で即答しかねるんですが、できないかということは、もう少し事務局のほうで調べさせていただきたいと思えます。

○山内委員 業業者は早めに出て、12月1日からの操業だったらいいたらうという考え方は当然あるかと思えますけれども、そもそも奄美の漁業者、また沖縄県内の同業者の中からも不信感といいますか、そういうのが漁業者間同士の話の中でも聞こえてきますので、やはりしっかり

資源管理を徹底してやるんだというんだったら、12月1日の午前零時の出港ということを確認にしたほうがフェアじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○上原議長 細かいのは今後やりましょう。

○事務局（秋田） はい。

○上原議長 答えて。

○事務局（秋田） ありがとうございます。おっしゃるように、そういった用意ドンの合図で操業するようにといった部分についても、今後検討させていただきたいと思います。様々な観点から、この問題については解決案を探していきたいなと思います。ありがとうございます。

○上原議長 それでは、報告事項についてはこれで締めたいと思います。よろしいですか。

先ほど八前委員、何か手を挙げていましたか。

八前委員、どうぞ。

○八前委員 奄美海区では、小さいイカを3キロ以下はリリースするとかというのがあるのかということと、今期終わってから、もう多分11月に向けて多分発動はするとは思いますが、沖縄の漁業者も11月からとなった場合は、奄美海区の人はそれはそれでいいという考えなんではないか。

○事務局（秋田） お答えします。

まず、奄美の自主管理についてですが、3キロ未満のリリースについては申し訳ありません、ちょっとこちらで把握しておりませんので、確認させていただきたいと思います。

それから、沖縄が11月解禁となったらという話についても、確かに先日の意見交換の中でも出た話題ではあるんですけども、奄美海区の意見としては、資源の利用規模から考えて、沖縄側がそれは資源利用者としては非常に大きな責任を負っているので、11月解禁は沖縄側の責任で頑張ってくれというような意見をいただいております。

○八前委員 ということは、沖縄は11月はやらないでほしいというようなことだとは思いますが、当真委員からもあったように漁業者の中でもいろいろ意見があると思いますので、あと販売先ですね、単価がいいので今そういう話になっていると思うんですけど、今年漁期入って漁獲が上がって単価が落ちてといったときに、また今年の収入を守りたいために11月からさせろという漁業者はもういると思うので、そこら辺はまた奄美とも今後も継続的に話をしながら、県内の漁業者の意見も聞いてもらいたいなと思います。

以上です。

○事務局（秋田） ありがとうございます。

○上原議長 ほか何か特に発言ございますか。

（「なし」という声多数）

○上原議長 なければ、これで本日予定しておりました議案あと報告事項については終了したいと思います。

最後に、附帯決議をとらせていただきます。

読み上げます。

本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については事務局に一任するというのでよろしいでしょうか。

（「はい」という声多数）

○上原議長 ありがとうございます。

それでは、附帯決議についても採決させていただきました。

今進行を事務局に譲りたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局（井上） 上原会長、ありがとうございます。

長い間お疲れさまでした。

今回の海区は4月12日金曜日に、今回と同じ県庁6階第2特別会議室での開催を予定しております。

今回は今年度最後の委員会となりました。会長をはじめ委員の皆様におかれましては、今年1年間活発なご議論をいただくとともに、総会、ブロック会議への参加等、多忙なご協力をいただきました。本当に厚く御礼申し上げます。

ソデイカの操業を巡る奄美大島海区との協議や浮魚礁の有効活用など、継続して取り組むべき課題がまだまだ残されております。委員会の皆様には、次年度においても引き続きご指導、ご鞭撻のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

今後、基本的には対面での会議の開催を基本としていきたいと思いますが、体調が優れない場合、業務の多忙など、ご都合に合わせてウェブ形式も活用していただければと考えております。引き続きよろしくお願いいたします。

1年間、本当にありがとうございました。

○上原議長 皆さんありがとうございました、お疲れさまでした。ウェブ参加の皆さんもご苦労さまでした。

（「ありがとうございました」という声あり）